

■ 秦野・曽屋水道

秦野市上下水道局経営総務課 鈴木 海渡

本市の水道は、明治 23（1890）年 3 月に給水を開始し、県下では横浜（明治 20（1887）年 10 月給水開始）に次ぐ、全国的にも極めて早い時期に建設された「曽屋水道」を発祥としています。この曽屋水道は、平成 29（2017）年 10 月 13 日に近代的水道施設としては初めて国の登録記念物（遺跡関係）に登録され、建設 130 周年目を迎えた令和 2 年度に選奨土木遺産として認定されております。

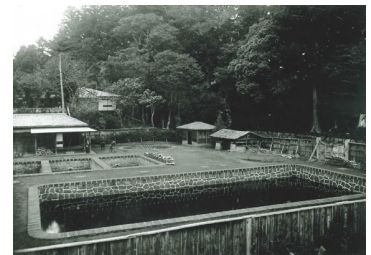
本市の水道の起源である曽屋水道は、歴史があるだけでなく、他の水道とは異なった大きな特色を持っています。

特色① 住民主体で創設した自営水道

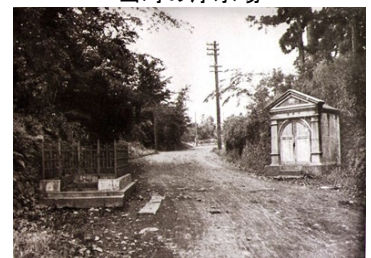
曽屋水道は、横浜や函館等といった国策に基づき竣工した水道施設ではなく、神奈川県に技術者の派遣を頼んだほかは、水道の必要性の認識、計画の策定、施工、資金調達など、住民の力によって完成した水道施設であり、自治精神の結晶といえる布設事業でした。

水道ができる前は、当時の住民のほとんどが、湧水を源泉とする用水路を流れる水を生活用水として使用しており、このことが原因で伝染病（コレラ）が流行してしまいました。この被害は甚大で、曽屋村の人口の 3%にあたる 81 人が発病し、25 人もの犠牲者を出し、これに危機感を覚えた当時の曽屋村（秦野市本町地区内）の住民は、自分たちで水道を創ることを決意しました。

なお、横浜等で施工された水道は近代水道といわれ、曽屋水道は、近代水道の定義とされる「濾過浄水・有圧送水・常時給水の施設と鉄管」のうち、「濾過浄水・有圧送水・常時給水の施設」を満たした近代的な水道施設でした。



当時の浄水場



当時の口号水源（左）、ハ号水源（右）

特色② 水道管に陶管を使用

曽屋水道は、住民主体による水道の布設事業であったことから、財政的な負担を抑制する工夫として、横浜等が使用した鉄管ではなく、安価で衛生的に給水できる常滑製（愛知県）の陶管を水道管に採用しました。当時、近代的な水道施設で陶管を使用した水道事業は例になく、内務省の調書においてその名が紹介され、全国から視察等の申入れが相次ぐなど、当時画期的な水道施設だったことがうかがえます。



常滑製の陶管と木製共同栓

特色③ 効率的な施設整備と消火栓の設置

水源については、主に曽屋神社社頭から湧出する清泉に求め、この近くに配水の拠点となる「浄水工場」を建設するなど、地理的条件を最大限に生かし、効率的な施設整備を行っています。

また、曽屋水道竣工の直前に公布された水道条例に定める消火栓の設

置義務についても、曾屋水道では、同条例の公布前の設計段階から設置を計画するなど、防災意識への配慮もあったことがうかがえ、水道条例に合致する最初の簡易水道といえます。

まとめ

このように、本市の水道の起源である曾屋水道は、水道が当たり前でない時代に、当時の住民たちが、住民たちのために創り上げた「汗と涙」の結晶であり、これを受け継いで本市の水道は今日まで発展してきました。

今後も、地域のボランティアの方たちと連携・協働し、曾屋水道の遺構を大切に保全し、歴史の伝承に努めていきます。



秦野駅北口から徒歩約30分または
「渋沢駅北口行」「横野入口行」
バスで約10分、「宮前」下車すぐ



当時の口号水源



当時のハ号水源



秦野名水キャンペーン
(130周年記念事業)
「おいしい秦野の水・丹沢の雫」
記念ペットボトルラベル

曾屋水道の歴史を後世に伝えるため、令和元年度に地域住民等の地域ボランティア組織「曾屋水道公園会」が発足。 草刈りや花壇整備など様々な活動が行われている。



選奨土木遺産の銘板と説明版



【現在の曾屋水道記念公園】

